

令和9年度税制改正に関する要望書

令和8年9月

横浜商工会議所

【目次】

はじめに	3
------	---

要望項目

I. 中小・中堅企業に配慮した制度改革の検討	4
II. 中小・中堅企業の経営基盤並びに稼ぐ力の強化	6
1. 経営基盤の強化	6
2. 稼ぐ力の強化	11
III. 中小・中堅企業の自律的な成長・ビジネス環境整備への支援	12
1. ビジネス環境整備への支援	12
2. 生産性向上・人手不足への支援	14
3. ベンチャーへの支援強化と起業促進	16
IV. 地域経済の活性化	17
1. 企業版ふるさと納税の見直し	17
2. 需要・消費喚起策の推進	17
3. 国家戦略特区への大胆な減税措置と外資系企業の立地促進	18
4. 登録免許税・印紙税の負担軽減	19
5. 国際コンテナ戦略港湾の推進	19
6. 地方税制の見直し	19

V. 消費税への対応	20
VI. その他	22
1. 財政支出の適正化と財政健全化	22
2. 複雑化した税制の簡素化並びに実効性検証の徹底	23
3. 納税事務負担の軽減	23

はじめに

我が国経済はデフレから脱却し、成長型経済の実現に向けた転換期を迎えておりますが、円安や資材・原材料価格の高騰に伴う物価高の継続に加えて、市中金利が上昇するなど、中小・中堅企業は極めて厳しい経営環境に置かれております。さらには、米国の関税措置や地政学リスクの高まりに起因する資源価格の上昇やサプライチェーンの混乱など、国内外の経済環境は目まぐるしく変化しており、先行きの予測が困難な状況にあります。

こうした環境変化に対応するためには、地域経済を支える中小・中堅企業の経営基盤を強化し、稼ぐ力を高めることが不可欠であり、自律的な成長を後押しする実効性のある支援が求められます。

物価高対策として、飲食料品に係る消費税減税や給付付き税額控除の検討が進められておりますが、制度導入にあたっては事業者の事務負担やコスト増が生じないように、最大限の配慮が必要です。また、社会保障制度の改革においても、事業者の負担能力を踏まえた持続可能な制度設計にしていきたい。

本要望書は横浜商工会議所において、こうした認識から「税制改正の基本的な視点」と「要望項目」から成る税制改正に関する要望を取りまとめたものであります。本要望内容を十分に斟酌いただき、令和 9 年度税制改正において特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

令和 8 年 9 月 横 浜 商 工 会 議 所
会 頭 上 野 孝

要 望 項 目

I. 中小・中堅企業に配慮した制度改革の検討

【基本的な視点】

少子高齢化や人口減少が進行する中、我が国では社会の急速かつ構造的な変化に伴い、税制や社会保障制度等の各種制度の抜本的な見直しが求められています。制度改正にあたっては、財務基盤や人的資源に乏しい中小・中堅企業に十分に配慮した設計としていただきたい。

また、資源・原材料価格の上昇など物価高騰が続く中、税制の各種基準額や控除額が据え置かれている現状は、企業の実質的な負担増を招いており、物価高騰に対応した見直しが求められます。

●飲食料品に係る消費税減税並びに給付付き税額控除について

社会保障国民会議をはじめ、政府では飲食料品に係る消費税減税の検討がなされているが、当所が本年 5 月に実施した会員企業に対するアンケート調査（以下、「当所アンケート調査」）では、飲食料品の消費税減税について、「税率を 0% にすべきである」と回答した企業が 26% である一方、「減税ではなく、給付付き税額控除を導入すべきである」は 17%、「現状のままでよい」は 24% と合わせて 41% が減税に否定的な回答をしている。消費税は社会保障制度や地方の行政サービスを支える大変重要な財源であり、減税を行うには明確な代替財源が必要である。また、消費税率が変更された場合、企業の事務負担やシステム改修費が発生するなどの影響が想定されることから、消費税減税は慎重に検討する必要がある。

なお、消費税減税は給付付き税額控除を実施までのつなぎとして位置づけられているが、給付付き税額控除の導入にあたっては、財務基盤が弱く人的資源に乏しい中小・中堅企業に配慮し、事業者の事務負担を最大限抑制するような設計としていただきたい。

●社会保障制度改革・所得税改革の推進

高齢化の進行で構造的に増加し続ける我が国の社会保障費は、現役世代で支えることができる限界点を迎えており、令和8度における租税負担率と社会保障負担率を合計した国民負担率は45.7%の見通しとなっている。特に社会保険料はほぼ一貫して上昇し、企業の負担も年々重くなっており、持続可能な制度への抜本的な改革が求められるが、制度の改正にあたっては、財務基盤や労働力に乏しい中小・中堅企業に配慮し、諸条件を必要以上に細分化して複雑にすることなく、簡素な制度設計を図られたい。

また、令和8年度税制改正にて、個人所得税の基礎控除が引き上げられたが、今後も経済社会の構造変化に対応した所得税改革を更に推進することが必要である。特に、若い世代や子育て世代に焦点を当て、その上で所得控除から税額控除への転換についても検討すべきである。なお、個人所得税の基礎控除が引き上げられたものの、所得金額により控除額が異なっており、制度が複雑化するほど事業者の人件費・事務負担は増えるため、各種制度の改訂にあたっては、人的余力が乏しい中小・中堅企業に配慮いただきたい。

●物価高騰に対応した各種基準額・控除額の見直し

近年、円安の進行やエネルギー・原材料価格の高騰により、企業を取り巻く経済環境は急激に変化している。中小企業庁の「2024年版中小企業白書」によれば、輸入物価指数は2020年末から急激に上昇し、2023年においても高止まりしており、これに連動して国内企業物価指数および消費者物価指数も緩やかに上昇していることが示されている。このような背景により、営業利益が「悪化」と回答した中小企業が2割強に達しており、企業収益を圧迫している状況が確認されている。

一方で、我が国の税制における多くの基準額・控除額は長期間据え置かれて、物価上昇や企業規模の変化を反映していない。これは、税制が経済実態に追隨できていない構造的課題を示すものである。このため実質的な課税強化となり、中小企業の投資余力や賃上げ余力を削ぐ要因となっている。

税制は企業活動の基盤であり、経済環境の変化に応じて柔軟かつ公平に機能することが不可欠である。特に、物価上昇が継続する局面において基準額が固定されたままであることは、企業の実質的な負担増を招き、地域経済の健全な

発展を阻害することから、企業物価指数や消費者物価指数などの客観的な物価指標に連動して、各種基準額・控除額を自動的に調整する仕組み（スライド制）を導入していただきたい。

Ⅱ．中小・中堅企業の経営基盤並びに稼ぐ力の強化

【基本的な視点】

円安等による資源・原材料価格の高騰や慢性的な人手不足に加えて、市中金利が上昇するなど、企業は依然として厳しい経営環境にあり、こうした環境下で地域社会の根幹を担う、中小・中堅企業が存続し活躍するためには、経営基盤を強化し、稼ぐ力を向上させるための税制上の支援が不可欠であります。

1．経営基盤の強化

●事業承継税制の特例の延長・恒久化

事業承継税制の特例措置について、適用期限は2027年12月末となっており、適用期限到来後のあり方については、令和9年度税制改正において結論を得ると示されている。後継者不在に悩む事業者において円滑な事業承継は地域経済を担う企業のゴーイング・コンサーンに関わることから、地域経済の活力を維持する観点からも本税制の果たす役割は極めて大きく、最低限、適用期限を延長すべきであり、ひいては恒久化を図るべきである。

また、本税制は地域社会の根幹を担う中小企業の円滑な事業承継を支える画期的な措置であるものの、大変複雑かつ、特例の要件管理が長期に亘るケースが多いなど、活用が困難であるとの声が多いことから更なる活用を促進するため、手続きの簡素化を図るなど抜本的に見直していただきたい。

●円滑な事業承継を実現するための税制上の支援

円滑な事業承継推進の観点から後継者となる若年世代への早期の資産移転を図るため、贈与税の暦年課税制度については基礎控除年間 110 万円の更なる引き上げを検討していただきたい。また、相続紛争を未然に防止し、円滑な事業承継が為されるように設けられている「遺留分に関する民法の特例」制度の利用が少ない現状から、早期の財産承継に利する相続時精算課税制度の特別控除額の 2,500 万円についても、限度額の引き上げを検討していただきたい。

なお、事業承継税制による納税猶予を受けている場合において、万が一、事業承継税制の適用が取り消しとなった場合には、猶予されている贈与税・相続税と合わせて利子税を納付しなければならないが、大きな負担となることから利子税について更なる軽減措置を講じていただきたい。

また、同族会社のオーナー貸付金については、相続時に額面額と時価評価額が乖離し、過度な相続税の負担が事業承継の弊害となっている現状を踏まえ、評価方法を見直していただきたい。

●非上場株式や土地・建物等の事業用資産評価の適正化

近年では日経平均株価は上昇の一途を辿り、また、全国の地価動向は全用途平均で 5 年連続して上昇、特に東京圏では 5.7% の上昇であり、上昇傾向が顕著となっている。

国税庁では、取引相場のない株式（自社株式）の評価方法の見直しに向けた検討が進められているが、このような株式市況や地価上昇の影響を受けて、取引相場のない株式や、事業に供している土地・建物等の評価額は、企業の実態と乖離が生じているという声が多い。

高止まりしている評価額は、企業が負担する不動産の保有コストを増大させ、また、相続や事業承継等への影響が大きく、例えば、株式の分散する状態を解消し、株式の集約を行う際の買取価格が高騰して、資金負担が困難になるなど、経営の不安定化に繋がるため、評価の適正化を図っていただきたい。

●中堅・中小グループ化税制の延長

令和 8 年度末で期限切れとなる中堅・中小グループ化税制について、企業の積極的なM&Aを後押し事業再編の促進を図るため、適用期限を延長すべきである。

●登録免許税の特例の延長

令和 8 年度末で期限切れとなる登録免許税の特例について、事業承継時の不動産の円滑な権利移転などを後押しするため、適用期限を延長すべきである。

●法人実効税率の引き上げへの反対

法人税率について、令和 7 年度税制改正大綱に、「2010 年代に…法人税率を 23.2%まで引き下げた（国・地方の実効税率は 29.74%）。この間、経済界には、法人税改革の趣旨を踏まえ、国内投資の拡大や賃上げを求めてきたが、企業部門では、収益が拡大したにもかかわらず、現預金等が積み上がり続けた。」「法人税改革は意図した成果を上げてこなかったと言わざるを得ず、法人税のあり方を転換していかなければならない。」と記載されている。また、令和 8 年度税制改正大綱においても、令和 7 年度の方針性を踏まえ、「企業が国内投資や賃上げにより積極的に取り組む効果を発揮させる観点から、メリハリのある対応を講じてく」と記載されているが、いわゆる内部留保（利益剰余金）は現預金だけでなく設備等も含まれており、また、経済危機などに対する万一の備えとしての役割も大きく、さらには、中小・中堅企業にとって、金融機関からの資本調達を行う上で自己資本の拡充は重要な経営課題であるため、単純な現預金の増加と断じるには難しい実態がある。

また、もとより我が国の法人実効税率は、諸外国よりも高い水準にあることから、国内経済の活性化や企業誘致・国際競争力の強化のためにも、法人実効税率をアジア諸国並みとなる 25%以下の税率へ早期に引き下げるべきである。

●法人税の中小軽減税率 15%の延長

中小企業は赤字経営が続いている企業が多く、厳しい経営環境の中で地域の雇用を維持し、地方税や社会保険料の事業主負担分等について応分の負担を行っている。

令和8年度末で期限切れとなる軽減税率（年所得 800 万円以下の部分に適用される法人税の軽減税率 15%）について、地域経済を支える重要な役割を担う中小企業のデジタル化や設備投資を推進し、稼ぐ力を導き出すため、また、外国からの投資を呼び込むためにも、適用期限の延長はもとより恒久化すべきである。

●役員給与等の損金不算入制度の見直し

複雑かつ変化の速い現代の経済社会情勢において、役員給与の定期同額規定によって柔軟な経営対応が困難となっており、企業の健全な維持・発展を阻害する可能性がある。役員報酬の増減による節税効果は限定的であり、あくまでも企業の経営判断として役員報酬の増減が検討されている。

当所アンケート調査では、経営基盤の強化のために必要な税制として、「役員報酬の変更要件の緩和」を挙げる回答が 51%あり、役員給与の定期同額規定は廃止し、原則どおり損金算入すべきである。

また、役員賞与についても、株主総会の決議に従って決定された総額の範囲内においては、原則どおり損金算入すべきである。

●青色申告欠損金の繰越無期限化・控除金額限度撤廃・

繰戻し還付対象期間拡充（資本金基準の見直し）

青色申告欠損金の繰越控除について、現行の繰越期間は 10 年とされている。しかし、事業年度はもともと事業成果を期間損益の形で算定するために人為的に区切られた期間であるから、企業の成果を長期的に測定するためには、ある年度に生じた欠損金は、その前後の事業年度の利益と通算するのが妥当である。これにより、ある年度に生じた欠損金の控除期間に制限を設けること、及び、中小法人を除いて控除額を所得金額の 50%に引き下げられていることは、企業の健全な資本維持を不当に阻害することとなることから、以下の点について見直していただきたい。

ア) アメリカ、イギリス、フランス、ドイツなど主要国では、期間制限を

撤廃する一方で、控除可能額に一定の上限を設けるなど、企業の担税力と財政の安定性を両立させる仕組みが採用されている。これになり我が国もこの制度を導入されたい。

イ) 中小法人以外の法人（資本金 1 億円超の法人）に対する控除限度額は所得金額の 50%とされているが、地域の雇用と供給網を支える中堅企業の多くは従業員 2,000 人以下であり、資本金規模では実態を反映しない場合が多いことから、政府が中堅企業の目安として用いる従業員 2,000 人以下の区分を基準に加え、この中堅企業の控除限度額は引き上げられたい。

ウ) 青色申告欠損金の繰戻し還付については、現状では 1 事業年度しか遡及できず、前事業年度に利益がない企業は制度を利用できない。したがって、繰戻し還付の対象期間を複数年度に拡充するとともに、中堅企業も制度の対象に含めるよう、資本金基準を見直していただきたい。

●少額減価償却資産の特例の恒久化並びに簡素化

現行の少額減価償却資産の特例は、多くの企業に定着している制度であり、中小企業の基盤強化に大いに寄与し、積極的な設備投資を支える重要なインセンティブとなっている。

一方で、適用期限が延長措置として設定されているため、中長期的な投資判断が立てにくいことや、資産の取得価額や合計額の管理、償却資産に係る固定資産税との不整合など、事務負担が軽減できないこと、また、同様の小規模資産であっても、一括償却資産制度（10 万円超～20 万円以下・3 年均等償却）との処理の重複・混乱が生じているといった制度的課題があることから、以下の点について見直していただきたい。

ア) 現行の少額減価償却資産の特例は、中小企業等に対して恒久措置化し、安定的な制度運用を図ること。

イ) 一括償却資産制度（10 万超～20 万円、3 年均等償却）については、制度の簡素化の観点から廃止し、40 万円未満の資産を一律に即時損金算入可能とすること。

ウ) 地方税（償却資産に係る固定資産税）との整合性も考慮し、40 万円未満の資産については同様に非課税措置とすること。

●「パートナーシップ構築宣言」登録企業に対する税制上の支援

物価高、エネルギー価格の高騰、深刻な人手不足など厳しい経営環境下において、サプライチェーン全体で適正にコストを負担することが望ましいが、主にサプライチェーンの川下に位置する中小企業にそのしわ寄せが及んでいる。

「パートナーシップ構築宣言」は取引条件のしわ寄せ防止等による適正な取引価格を実現するとともに、サプライチェーン全体での共存共栄関係の構築を目指し 2020 年 6 月に創設されたものであり、同宣言のさらなる普及と実効性の向上を図るため、登録企業に対する税額控除など税制上の措置を講じていきたい。

2. 稼ぐ力の強化

●中小企業投資促進税制の延長

令和 8 年度末で期限切れとなる中小企業投資促進税制について、新たなビジネス変革へ挑戦する中小企業の積極的な設備投資を後押しするため、適用期限を延長すべきである。

●中小企業経営強化税制の延長

令和 8 年度末で期限切れとなる中小企業経営強化税制について、稼ぐ力を向上させるための積極的な設備投資を後押しするため、適用期限を延長すべきである。

●イノベーションボックス税制の拡充

イノベーションボックス税制は知的財産権から生じる所得に減税措置を適用する画期的な税制である。競争力強化に資する研究開発を促進していくためにも対象となる所得に知的財産権を組み込んだ製品の売却益を加えるなど、更なる拡充を図っていただきたい。

●戦略分野国内生産促進税制の延長

令和 8 年度末で期限切れとなる戦略分野国内生産促進税制について、我が国の中長期的な経済成長に資する投資を促進させるため、適用期限の延長を図るべきである。また、電気自動車や半導体など特定の戦略分野の物資が税額控除の対象となっているが、建設資材をはじめ海外製品の輸入に依存し必要な物資が国内で確保できていない状況は大きなリスクであり、国内生産力強化及び国内安定供給の観点から対象分野を拡大いただきたい。

Ⅲ. 中小・中堅企業の自律的な成長・ビジネス環境整備への支援

【基本的な視点】

国内外の経済の先行きが極めて不透明な中、中小・中堅企業が生き残り活躍するためには自律的な成長が不可欠であり、ビジネス環境を整備する税制上の支援が求められています。

また、人材への投資など、ビジネス変革に挑戦する企業を後押しするとともに、ベンチャー企業への支援や起業促進のための支援を強化することが重要であります。

1. ビジネス環境整備への支援

●外形標準課税の適用拡大への反対

法人事業税の所得割に加え、付加価値割と資本割から構成される外形標準課税は赤字企業も課税されるばかりでなく、付加価値割は賃金への課税となることから、企業の雇用意欲を阻害し、政府が進める賃上げ政策に逆行する。現行の中小企業は本税制の対象外であるが、今後も中小企業への適用拡大には断固反対である。

●中小企業防災・減災投資促進税制の延長

令和 8 年度末で期限切れとなる中小企業防災・減災投資促進税制について、昨今、激甚化・多発化する自然災害に対して積極的に対策を促し、防災・減災対策を強化するため、適用期限を延長すべきである。

●納税猶予措置並びに延滞税の免除について

コロナ禍からの経済回復が進展しているものの、多くの事業者においてはエネルギー・原材料価格の高騰やコスト負担の増加により厳しい収益状況にある中、コロナ禍に受けた実質無利子・無担保のゼロゼロ融資の返済が続いており、資金繰りは予断を許さない状況にある。

コロナ禍からの回復途上にある事業者においては、今こそ設備投資などを含むビジネス環境を変革する過渡期にあり、資金繰りに困窮する事業者を支援するため、当面の間はコロナ禍と同様に納税猶予措置を講じていただくとともに、納税猶予にかかる延滞税については免除していただきたい。

●留保金課税の廃止

留保金は、企業経営の安定を図るとともに、経済社会環境の急激な変化に備えるために、企業において必要とされているものである。また、中小・中堅企業においては、内部留保が少なく、設備等も含まれているケースが多いことから、国が認識している実態と乖離が生じているように考えられる。

もとより、法人税との二重課税の問題も指摘されることから、留保金課税は廃止すべきである。

●個人事業主の青色申告特別控除並びに個人事業税の事業主控除の拡充

個人事業主は、家族の生活を支える「生業」を営む者が多く、商店街の主要構成員にもなっているが、経営不振や経営者の高齢化、後継者の不在などの多くの課題を抱えている。こうした厳しい経営環境の改善を図り、安心して家族の生活を支えられる経営基盤を築くとともに、地域コミュニティを維持するために、個人事業主の青色申告特別控除（最大 75 万円）並びに個人事業税における事業主控除（290 万円）を拡充すべきである。

●SDGs 等への取組を推進するための税制上の支援

社会において事業を継続するためには、SDGs への貢献や BCP の策定等は重要となっている。特に、SDGs の 17 項目のうち「8. 働きがいも経済成長も」「9. 産業と技術革新の基盤をつくろう」など、多くの項目が企業経営との関わりが深く、企業の SDGs の取組について地方自治体による登録・認証制度が設けられているが、中小企業においては、これらの取組にかかる経費が負担となっている。

SDGs や BCP 等の取組を推進するためにも、調査・研究、コンサルタント費用など、これらの取組にかかる経費を税額控除していただきたい。

●カーボンニュートラルに配慮した取組を推進するための税制上の支援

2050 年カーボンニュートラルに向けた中小企業の取組を加速させるため、カーボンニュートラル投資促進税制を拡充するなど税制面からの更なる支援を強化していただきたい。

2. 生産性向上・人手不足への支援

●賃上げ促進税制の延長

令和 8 年度末で期限切れとなる賃上げ促進税制について、急速に物価が高騰している中、雇用する従業員の生活を守るためにも企業の賃上げは大変重要である。当所アンケート調査では、ビジネス環境の整備にあたり必要な税制として、「賃上げ促進税制の延長」を挙げる回答が 69%と最も多く、厳しい経営環境下においても持続的な賃上げに取り組む中小企業を支えるためにも、本税制の適用期限を延長することはもとより、控除上限額（法人税額等の 20%）や税額控除率の引き上げなどさらなる拡充を図られたい。

なお、中小企業の赤字法人が 6 割以上を占めている実態を踏まえ、税額控除の他に社会保険料の事業主負担を軽減するような措置を検討いただきたい。

●退職金課税について

近年、働き方の多様化や雇用の流動化が進む中、勤続年数に重点を置いた現在の退職金課税の在り方が検討されているが、従業員数の少ない中小・中堅企業において雇用の安定化は極めて重要な経営課題であり、人材確保や人材教育に係るコストも大企業と比較して相対的に負担が大きいため、制度の検討にあたっては中小・中堅企業の長期雇用に配慮いただきたい。

●デジタル人材活用・育成の促進に資する税制上の支援

デジタル化を推進するためには、デジタルに精通した人材の採用や育成が必要である。デジタル人材の採用にかかる経費を税額控除するとともに、賃上げ促進税制において、デジタル人材の教育訓練費に対する税額控除制度を創設していただきたい。

●リスクリングを促進する企業に対する税制上の支援

労働人口の減少や人手不足が顕在化する中、企業が自己変革に挑戦するため、従業員がキャリア形成に資するスキルを身に着けるリスクリングやデジタル人材育成の重要度が高まっている。企業の従業員教育を促進するため、教育訓練費に対する税額控除制度を創設していただきたい。

●シニア・若者人材採用企業に対する税制上の支援

シニア人材の就労をスムーズにするため、補助ロボットの導入等による職場環境の改善を図る設備投資については、即時償却または税額控除を認めるなどの措置を講じていただきたい。

中小・中堅企業の人手不足は深刻化しており、若者の採用に積極的な中小・中堅企業には採用広告費に対する税制優遇措置を講じていただきたい。

また、現行の在職老齢年金制度はシニア人材の労働意欲を阻害しているため、企業の人手不足の実態を踏まえ、支給停止調整額を更に引き上げるなど拡充を図られたい。

3. ベンチャーへの支援強化と起業促進

●創業間もない企業の税負担の軽減

人口減少や後継者不足等から企業数の減少傾向が続いており、地域経済の活性化のためには創業の増加が喫緊の課題となっている。創業の増加を目指し積極的に投資できる環境を整備するために、創業3年程度までの企業に対する法人税等の税負担を軽減する特例を設けるべきである。

●事業用資金の贈与税非課税枠の創設

若者や女性、高齢者などが創業する場合、信用力が不足して資金確保に苦労するケースが多いことから、円滑な事業資金確保を可能とするために、親族等からの事業用資金に係る贈与については、1,500万円の非課税枠を創設すべきである。

●ベンチャー企業への投資環境整備

地域経済の持続的な発展のため、新たな成長産業や雇用を生み出すベンチャー企業の創出・育成が必要であるが、ベンチャー企業において資金調達は大きな課題である。一方で、創業間もない企業へ出資する、いわゆるエンジェル投資家は高いリスクを抱えて企業に投資しており、株式の売却益をスタートアップ企業に再投資した場合に20億円まで売却益が非課税となるエンジェル税制は画期的な税制であるが、相続時における株式評価についても、税負担の軽減措置を設けるよう拡充いただきたい。

●会社設立時の印紙税、登録免許税の廃止

創業環境の整備により開業率の向上を図るためには、様々な面からのインセンティブの付与が重要であり、会社設立時の印紙税並びに登録免許税を廃止し、創業時にかかる税負担を抑え、創業意欲を後押しすべきである。

Ⅳ. 地域経済の活性化

【基本的な視点】

円安の進行や市中金利が上昇する中、地政学リスクの高まりに起因する資源価格の高騰や原材料の供給不安など、地域の根幹を担う中小・中堅企業は厳しい経営環境に置かれています。需要・消費喚起策の推進はもとより、地域企業の活力を阻害する地方税の見直しなど、地域経済を活性化するための税制上の支援が必要であります。

1. 企業版ふるさと納税の見直し

企業版ふるさと納税について、控除額の上限規定により、寄付額の企業負担が1割となるためには課税所得が6億円以上必要となっており、中小企業の利用を促進するためにも法人税、住民税、事業税の控除額の上限規定を撤廃されたい。

2. 需要・消費喚起策の推進

●交際費課税の特例の延長・見直し

令和8年度末で期限切れとなる交際費課税の特例について、交際費は、取引先の維持・開拓に必要不可欠な経費であるとともに、社会通念上必要な費用であり、地域経済を再生するための需要・消費喚起策として飲食・宿泊業、対面型サービス業の業績回復に不可欠である。また、2024年8月28日に日本会計研究学会第83回大会で発表された「企業交際費等の冗費・濫費性の検証」（横浜市立大学の高橋隆幸教授と一橋大学の野間幹晴教授の共著）において、交際費は企業にとって冗費・濫費としての性格よりも、売上に貢献する事業経費としての性格の方が強いと解釈できるとの分析結果が得られており、最低限、本税制の適用期限を延長すべきであり、ひいては特例措置の恒久化や社会通念上、必要と認められる費用の全額損金算入を図るべきである。

また、昨今の物価上昇を踏まえ、交際費の範囲から除かれる飲食費の上限額（1人あたり1万円）を引き上げるべきである。

●自動車関連税制の廃止・縮減

自動車関連産業は裾野が広い産業として地域経済をリードする主要産業となっており、国内での生産や販売を促進することは、地域経済の活性化の観点からも重要である。

当所アンケート調査では、地域経済の活性化のために必要な税制の支援として、「自動車関連諸税の廃止・縮減」を挙げる回答が55%と最も多く、激変する世界経済の中にあっても、消費喚起により地域経済の活性化を図るため、複雑で過重な自動車関連税制の廃止や更なる軽減はもとより、環境の変化に応じた税負担の見直しを検討されたい。

3. 国家戦略特区への大胆な減税措置と外資系企業の立地促進

国家戦略特区については、大きな経済効果と国際競争力の強化が期待されているが、現状では地域・規模が限定されており、全国的に波及効果を生むまでには至っていない。

こうした特区制度を活かし、外資系企業等の立地促進を図り、アジアにおける金融センターを構築することも成長戦略として重要である。

企業の新規立地は、新たに雇用を生み出すだけでなく、地域経済の活性化に大きく寄与するものである。

その中でも生産性の高い外資系企業の誘致促進は、高度な技術、ノウハウ、人材が集まり、地域経済への波及効果やイノベーションの推進が期待できる。

地域のポテンシャルを高めるためにも、本社機能を持つ企業やR&D拠点、アジア地域の統括拠点となるような企業の立地促進につながる国家戦略特区における課税の特例措置について、大幅に拡充すべきである。

4. 登録免許税・印紙税の負担軽減

不動産登記における登録免許税は、例えば土地や建物の所有権の移転については不動産の価格に対して 1000 分の 20 の税率が課せられており、大きな負担となっている。更に、登記等の申請時にも納付する必要があることから、流動化を妨げる要因の一つになっている。不動産の流動化・活性化のためにも、税率の引き下げや、現在の方式を改め定額の手数料を徴収する方法に変更するなど、事業者の負担を軽減すべきである。

印紙税についても、取引金額に応じて課税されて大きな負担となっているばかりでなく、課税対象の文書でも、電子契約の場合には収入印紙を貼らなくても良い場合があり不公平である。少なくとも、印紙税額を引き下げて、事業者の負担を軽減すべきである。

5. 国際コンテナ戦略港湾の推進

横浜港をはじめとする京浜港は、更なる「選択と集中」により日本の港湾の競争力強化を目指す「国際コンテナ戦略港湾」に選定されている。

横浜の国際コンテナ戦略港湾を推進するためには、貨物を取り扱う物流関連企業の集積を図ることが必要となることから、物流関連企業が臨港地区及び後背圏に進出する際の税制上の優遇措置を講じるとともに、船舶の特別償却制度を拡充すべきである。

港湾地域においては脱炭素化に配慮した「カーボンニュートラルポート」を形成し、我が国全体の脱炭素社会の実現に貢献していく必要があり、カーボンニュートラルポートの形成推進のため、対象設備を拡充するなど税制面からの更なる支援強化を図られたい。

6. 地方税制の見直し

●事業所税の廃止

人口 30 万人以上の都市において、立地企業の従業員の給与や事業所面積に応じて課せられている事業所税は、都市間競争が激化する中で不公正なものであることから廃止すべきである。

●固定資産課税の見直し

- (1) 建物等の減価償却方法については、原則、定額法となっているが、なるべく早く減価償却して、中小企業の新規設備投資を後押しするため、定率法適用の範囲拡大を図られたい。
- (2) 償却資産に係る固定資産税は、廃止すべきである。直ちに廃止できない場合には、以下の暫定措置を講じるべきである。
 - ア) 免税点（現行：180 万円未満）を少なくとも 300 万円までに引き上げること。
 - イ) 償却済みの資産については非課税とすること。
 - ウ) 令和 8 年度末で期限切れとなる償却資産に係る固定資産税の特例について、赤字企業を含めた中小企業の賃上げや前向きな投資を後押しするため、適用期限を延長すること。
- (3) 事業用土地の固定資産税評価については、実勢価格との乖離是正、利用実態の反映、負担調整措置の見直し、評価の透明性向上を図ることにより標準税率を引き下げるべきである。

V. 消費税への対応

【基本的な視点】

令和元年 10 月に、消費税率は 10%へ引き上げられましたが、引き続き円滑な価格転嫁と公正な取引を促進することが望まれます。

軽減税率の導入による企業の事務負担の増加については、現場の声をしっかりと受け止めるとともに令和 5 年 10 月に導入されたインボイス制度についても、制度導入後の事業者の実情をしっかりと検証するなど不断の見直しが求められます。

●複数税率制度の見直し

複数税率について、導入による低所得者層への税負担軽減効果は限定的であり、むしろ中・高所得者層に対する軽減額の方が大きくなっており、低所得者対策としての本来の意義を果たしていない。

当所の会員企業からも、事務負担が増加することから複数税率に反対する声が多く、消費税率を一律にするなどの見直しを図られたい。

●インボイス制度の負担軽減措置と経過措置の恒久化

インボイス制度について、「免税事業者が課税転換した際の納税額に係る軽減措置」と「免税事業者等からの仕入れに係る経過措置」は、令和10年9月末で廃止・縮小される予定となっている。当所アンケート調査では、現在の利用状況について、「免税事業者等からの仕入れに係る経過措置」を利用している事業者は38%であり、「免税事業者が課税転換した際の納税額に係る軽減措置」を利用している事業者は11%であった。本措置が終了となった場合、中小・小規模事業者に与える影響は極めて大きく、税負担・事務負担の増大や取引縮小など、現場に深刻な混乱を招くことが懸念される。急激な物価高騰や深刻な人手不足といった厳しい経営環境に直面している中小・小規模事業者の事業継続を支え、ひいては我が国経済の持続的な成長基盤を維持するため、現行の負担軽減措置と経過措置は恒久化すべきである。

●基準期間制度の廃止

社会経済環境が急速に変化する現代において、2年前の基準期間の課税売上高により納税義務の有無が決定される現制度は実態にそぐわない。

当該年度の課税売上高を基に判定するとともに、各制度の選択時期についても、当該年度の申告期限までとしていただきたい。

●簡易課税制度並びに免税点制度の恒久化

簡易課税制度（課税売上高：5,000万円以下）並びに免税点制度（課税売上高：1,000万円以下）は、益税が発生し、公正・公平の観点から問題があるとの指摘があるが、その対象企業は、経理業務を専門に担当する社員を持たない小規模・零細企業であり、こうした企業への更なる納税事務の負担の増加を招かないためにも、現行の簡易課税制度並びに免税点制度は恒久化すべきである。

●二重課税の廃止

消費税と二重課税となっている揮発油税、酒税については廃止すべきである。消費税率 10%への引き上げにより、二重課税の問題がさらに拡大していることから、早急に廃止すべきである。

VI. その他

【基本的な視点】

我が国の債務残高は GDP の 2 倍を超えており、財政健全化に向けた道筋を明確にすることが必要であります。

現行の税制は複雑化し、適正に運用することが困難となっているため、誰もが容易に利用できるよう整備すべきです。

納税事務負担の軽減は生産性の向上に不可欠となっており、電子化の推進と確実な負担の軽減が強く求められております。

1. 財政支出の適正化と財政健全化

コロナ禍などの対応のために政府の財政支出は増加の一途をたどり、債務残高の対 GDP 比率は主要先進国の中で最も高い水準にある。

膨張する債務残高は、将来世代への負担先送りであることを認識し、少なくとも、過剰な財政支出を抑制し歳出改革を進めるなど、財政健全化に向けた道筋を明確にすべきである。

2. 複雑化した税制の簡素化並びに実効性検証の徹底

「公平・中立・簡素」が租税原則であるが、租税特別措置の項目は増加し適用要件も複雑化しており、事業者からは「活用が難しい」「そもそも制度の存在を把握できていない」など声があがっている。特に人的資源に乏しい中小・中堅企業は税制が複雑化するほど恩恵を受けにくく、本来救うべき事業者の制度活用の阻害に繋がりがねないため、要件の簡素化などを含め抜本的な見直しを検討されたい。

また、特に特定分野へ優遇措置を講じる場合は、その税制で実現したい効果が現れているか事後検証を徹底し、効果検証を踏まえた税制改正を実施いただきたい。

3. 納税事務負担の軽減

給与所得者などに対する所得税の源泉徴収と年末調整及び給与支払い報告書、給与及び報酬等の支払調書の提出など、国民が負担すべき税額の確定手続き、加えて事業者自身の納税に係る書類の作成及び保存義務などの事務負担は、その大部分を事業者が担っており、この結果、わが国の徴税コストは他の先進国に比べて少ないと言われている。

こうした状況の中、多くの事業者は、昨今の人手不足の中で、税制改正に対応しながら滞りなく納税に係る事務を行っているが、帳簿・帳票類の保存や、複数ある土地の公的価格への対応、マイナンバー制度の導入などにより事務負担は増加の一途をたどっている。さらに、消費税の軽減税率やインボイス制度が導入され事務負担が一層増大していることから、早急な対応が必要である。

納税事務負担の軽減については、納税者に多くの負担を強いている現状を十分に斟酌した上で制度を構築していただきたい。電子化・オンライン化は、誰もが使いやすく、新たな負担にならないよう進めるとともに、書類の作成や提出の簡素化、納税方法の多様化を推進し、負担を軽減すべきである。

毎年の税制改正について、法的な安定性を担保するとともに、税務上の負担を軽減するために、措置の本則化を図られたい。

— 以 上 —